

12. あいりん施策

あいりん地域は、仕事を求める日雇労働者の流入が続いており、また、生活保護受給率が依然として全国的に見て高い水準にあるなど、労働施策など社会全体の課題がこの地域に集中していることから生じる様々な課題を抱えています。

こうした課題を解消し、地域労働者の医療と生活の向上を図るため、あいりん対策を実施しています。

① 大阪社会医療センター

あいりん地域及び周辺に居住している方のうち生計困難者に対して無料または低額で診療を行うとともに、積極的な各種医療・福祉相談を行うことにより同地域の社会環境及び生活水準の向上を図ることを目的としています。

② あいりん越年対策

年末年始に仕事を得ることが困難となり、食・住に困窮するあいりん地域の日雇労働者に臨時宿泊所を提供し、生活援護を行っています。

③ あいりん日雇労働者等自立支援

野宿生活を余儀なくされている日雇労働者に対して、緊急・一時的な宿泊場所の提供、生活相談、健康相談を通して必要な施策へつなげるとともに、就労機会の創出等、自立促進に向けた総合的な支援を行っています。

④ 西成市民館

地域福祉に関する情報の収集及び提供（相談事業）、講演会、講習会及び教養講座の開催、レクリエーション活動その他地域住民の交流の機会の提供、貸室事業を行っています。

13. ホームレス自立支援施策

近年の厳しい経済情勢により、自立の意思がありながら野宿生活となることを余儀なくされた人が多数存在し、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況です。

一方、こうした野宿生活となることを余儀なくされた人の多くが、公共施設等を起居の場所として日常生活を送ることにより、公共施設等の適正な利用が妨げられるなどの問題が生じています。

こうした状況に鑑み、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）が平成14年に成立しました。

大阪市においては、法及び国の基本方針に基づき、「大阪市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しております。この計画は、5年ごとに見直しを行っており、現計画は令和6年度から令和10年度を計画期間としており、引き続き、この実施計画に基づき、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本とし、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進していきます。

なお、国による「ホームレスの実態に関する全国調査」では、平成15年1月調査開始時の大阪市のホームレス数は6,603人（全国25,296人）、令和8年1月調査では大阪市766人（全国2,481人）となっており大阪市のホームレスは、減少傾向にあります。

① 巡回相談の実施

巡回相談員が市内各所を巡回してホームレスに、就労・健康・悩み等の面接相談を実施し、高齢、障がいや疾病等により福祉的援護が必要な人には、保健福祉センター等関係機関との連携を図り、就労による自立意欲のある人については、自立支援センターへの入所を勧奨しています。また、内科医師、精神科医師による巡回健康相談も実施しています。

② 自立支援センターの運営

就労意欲のあるホームレス等が一定期間入所することによって、就労自立の支援を図ることを目的として市内1か所で運営しています。

自立支援センターでは、宿所、食事を提供するとともに、生活、心身の健康などの相談指導、公共職業安定所との連携のもとで、職業相談・職業紹介などを行っています。

③ 生活ケアセンターの設置・運営

高齢・病弱等により援護を要するホームレス等が短期間入所し、生活指導等を通じて自立の促進を図ることを目的として設置しています。

④ 地域移行支援事業

民間アパートなどの個人のプライバシーが確保された住居において自立に向けた支援を行い、もって安定した住居の確保・移行その後の地域生活の定着を図っています。

⑤ 大阪ホームレス就業支援センター事業

自立支援センター入所者やあいりん地域の高齢日雇労働者に多様な就業機会を提供するとともに、住居喪失不安定就労者に対し就業相談等を行いながらより安定した雇用機会の確保を促進するために、大阪府と大阪市の共同で民間団体とともに「大阪ホームレス就業支援センター運営協議会」を組織し、民間事業所等から幅広い仕事や求人を確保しています。